

越前松平家の家史編纂について―「家譜」「世譜」の史料解題―

長野栄俊

はじめに

越前松平家にまつわる文書・書籍群には、松平文庫（福井県立図書館寄託）、越葵文庫（福井市立郷土歴史博物館寄託）、福井市春嶽公記念文庫（同館蔵）、越国文庫（福井市立図書館蔵）の四文庫がある。これらには松平家および福井藩の歴史を編纂した史料、いわゆる家史・藩史の類が数百点含まれており、「家譜」や「世譜」の名称を持つものだけでも十数タイトルにのぼる。

今回、本叢書で初めて翻刻された越葵文庫の「家譜」（以下、越葵本「家譜」という）は、これまでにも『福井県史』や『福井市史』などで基本史料の一つとして部分的に用いられてきた。しかし、同名や類似名の史料があまりに多いため、一般の読者はもちろんのこと研究者にすら少なからぬ混乱を与えている。そこで本稿では、これらの文庫に収まる史料のうち、「家譜」「世譜」の名を持つものを中心に、一二に分けて松平家の家史史料の解題をすることにした。越葵本「家譜」については、本稿の最後、「二十二、明治四十年代成立「家譜」」において、その成立事情を考察している。

ところで、そもそも「家譜」といい、「世譜」といい、どのような意味を持つ用語なのだろうか。『日本国語大辞典（第二版）』によれば、「家譜」とは「その家の系譜。一家の系図」であり、「世譜」とは「代々の血筋を記録した系譜。系図。世系」とある。ともに本来的には家の「系譜」であり、「系図」である点に相違はない。『国史大辞典』には「家譜」の項が立てられ、「系図は人名を系線でつなぎ父子関係を表わし、各人名のもとに簡単な経歴・事績などを記すが、家譜は文章体で、一家の始祖に始まる歴代の続柄・経歴・事績を書きあげるのが特徴。（中略）近世以

降の家譜は、系図の性格が強い」とされている。

近世以降の「家譜」のうち最もよく知られたものに『寛政重修諸家譜』があるが、これもやはり大名・旗本・御家人の系図集である。同書では、家督相続者の幼名や号、受領名、生誕、元服、婚姻、叙位任官、襲封、公役、致仕、卒去、年齢、法名、葬地、妻室などの公的な経歴・事蹟を簡略に記し、各代を系線をつないでいる。これに対して越葵本「家譜」は、公的な事柄の記載に加え、藩政や家政全般にわたる詳細な記載を持ち、関連する幕命や藩法、書翰等も豊富に引用している点で、系図的性格の強い一般的な「家譜」とは性格を大きく異にしている。こうした特異な「家譜」を編製した松平家の家史編纂事業の一連の流れを追うことも、本稿が目的とするところである。

以下、解題対象史料のなかには、一部に系図的性格の強いものも含めたが、基本的には文章体で記されたものを取り上げている。また、一部の例外を除き、例えば「大安公御略伝」「福井侯行実」といった各藩主一代の記録や「片聾記」「国事叢記」といった個人が編纂した藩史は対象から外した。

なお、本稿では松平文庫の史料は『松平文庫福井藩史料目録』（一九八九年）の史料番号によって「松平〇〇号」と表記した。また、福井藩の「藩主」の代数については、本叢書中での数え方に従い、最後の茂昭を十八代に数える方法をとることにした。この「藩主」の語は、当然のことながら現代歴史学の用語であり、同時代の松平家の「当主」とは必ずしも一致せず、その代数の数え方にも異なる方法があることを付記しておく。

一、寛文十年（一六七〇）「源秀康公行状」

◇松平一六六号「源秀康公行状」 一冊

松平家が家の記録編纂を始めた時期は、いつまで遡れるのだろうか。後述の四「御家譜御下書

之草案」によれば、五代藩主光通の代、家老本多内蔵助（長員）の家臣大原市兵衛（武明）に編纂させた「秀康公之御行状」が「最初之記録」だという。「寛文十年庚戌孟秋中旬」の奥書を持つ松平一六六号「源秀康公行状」がこれにあたる。編纂の契機は、明暦三年（一六五七）一月の明暦の大火および寛文九年四月の福居城下の大火により、藩や秀康にまつわる「旧記」が焼亡したことにあつたと推測できる。

後述する六「越前世譜」の序文には「我越前州本有国史、遭遇火災、簡帙紊棄」との文言も見られ、本書以前にも「国史」は存在したらしいが、火災によってそれらの書籍が散逸してしまつたという。そのため光通の命により、寛文十年段階で得られる資料に基づき、新たに編纂されたのが本書だったのである。

二、貞享元年（一六八四）「御家録（貞享書上）」

◇松平一〇三号「御家譜」 卷子本（未表装） 二卷（ほぼ同一の内容）

◇松平六五号の一「御家系」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

初めて複数代にわたる藩主の記録が完成したのは、七代綱昌の代、貞享元年三月十六日のことである。前年天和三年（一六八三）十一月二十五日、徳川家の創業史「三河記」の校訂資料とするため、老中阿部豊後守（正武）は、各藩に対して藩主と徳川家との関わりを記した記録の提出を命じた。福井藩ではこれを受け、藩の儒者野治汝謙（宗益）が記録の編纂にあたった。記載対象とされた藩主は、初代秀康・四代忠昌・五代光通の三名であり、秀康が誕生した天正二年（一五七四）から、光通が没した延宝二年（一六七四）までを取り上げている。しかし、ここには後世二代藩主に数えられる忠直や、近年になって三代藩主として新たに認識されるようになった光長の記録は含まれていない。この点につき、特に光長については、以降の家史でも巻を立てたり、項目を立てたりして叙述するものは、三「秀康様忠昌様御代御留書（正徳書上）」を除き一点も

見られないことは注意を要する。つまり近世においては、光長は越前福井松平家の当主としては認識されていなかったと考えられるのである。

さて、本書は全文が漢文体で、その内容は藩主と將軍家との交渉を中心としており、越前本「家譜」のように藩政や家政全般を扱ったものではない。完成後は家老の本多左兵衛（道重）から阿部に呈上されており、その写しが「譜牒余録」として内閣文庫に現存している。松平文庫に残るのは藩側の控であり、目録での名称は「御家譜」と仮称されるか、または「御家系」と題されている。しかし、本書を引用した文献によれば「御家録」または「貞享書上」と称すべきである。

以後、藩主と將軍家との交渉を中心とした公的な家の記録、すなわち「書上」と呼ばれるものが、幕府および幕府の儒者である林家に対して何度か提出されることになる。幕末頃の成立と見られる松平一七三号「秀康様御世譜引書」は、秀康の事績について、一〇〇近い文献の引用から構成される史料であるが、ここには貞享（一六八四～八八）、正徳（一七一～一六）、享保（一七六～三六）、元文五年（一七四〇）、寛保元年（一七四一）、宝暦十年（一七六〇）、安永三年（一七七四）、寛政四年（一七九二）、寛政十年の九種の書上が引用されている。これらの書上の記載の底本となったのが、この貞享元年の「御家録」であった。

なお、同一の時代を扱った記録が、他に二巻伝来している。

◇松平一〇七号「御家譜 仮名書之草案」 卷子本（未表装） 一巻

◇松平一〇八号「御家譜」 箱入卷子本 一巻

この二巻は、「御家録」を漢字仮名交じり文にし、いくつかの記事を増補したものである。一〇七号は端裏書の書名があり、一〇八号は箱書の表に「御家譜」とある。いずれも内題はないため、本書の正式な書名は不明である。また、成立年代についても明らかにすることができない。

三、正徳年中（一七一～一六）「秀康様忠昌様御代御留書（正徳書上）」

◇松平六五号の二「秀康様忠昌様御代御留書之写」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

表紙の異筆貼紙に「昇安院様御代 正徳年中／井伊掃部頭殿へ御書上之留也／但享保元年御書上ひ以前之事也」とあり、九代吉邦の代に大老の井伊直該に提出した、いわゆる「正徳御書上」の控と考えられる。外題には「秀康様忠昌様御代」とあるものの、記載対象となった藩主は、秀康・忠直・光長・忠昌の四名である。とは言え、忠直については誕生、家督相続、叙位任官、婚姻、戦功、配流、卒去の記事のみを、光長については越後守拝領の記事のみを簡潔に記すだけで、秀康と忠昌の記事に比べると格段に記述の量は少ない。これに加えて、忠直と忠昌の弟にあたる直政・直基・直良についても簡略な記載が加えられている。

文体は漢字仮名交じり文であるが、秀康代の記載については、ほとんどが二「御家録（貞享書上）」と同じ内容である。しかし、忠昌代については「御家録」には見られない記載が何か所か追加されている。なかでも注目すべきは、寛永元年（一六二四）の越前国拝領の記事に「秀康卿遺跡相続之趣を以て、忠直家来本多伊豆守を初其外数輩忠昌へ可相勤之旨有上意」とする点である。元和九年（一六二三）忠直の豊後配流を受け、翌寛永元年、忠直の子光長と忠直の弟忠昌とが、越前北庄と越後高田とを交換する形で藩主は入れ替わった。以後、光長の家は越後騒動を経て、元禄十一年（一六九八）には美作国津山一〇万石の藩主となり、明治維新を迎えることになる。秀康に始まる、いわゆる「越前家」の本家が、越後（後に津山）松平家なのか、または福井松平家なのかは、享保元年（一七一六）成立の「越叟夜話」（大道寺友山著）でも論じられているが、ここで忠昌が「秀康卿遺跡相続」の幕命を受けた点を初めて明瞭に主張した点は興味深い。一方の光長については「忠直嫡子、母、台徳院様姫君様、忠直豊後国萩原へ罷越之後、越後高田二而二十五万石姫君様へ被進之趣二而越後守拝領之」とするだけで、高田二五万石は光長ではなく、光長の母で將軍秀忠の三女である勝姫（天崇院）につけられたものとしている。

なお、次に見る四「御家譜御下書之草案」（享保元年成立）には「近年井伊掃部頭殿阿部豊後

守殿へ被遣御留書」が引用文献として挙げられており、正徳期には井伊だけではなく、老中の阿部正喬に対しても同様の書上が呈上されたことがうかがえるが、藩側の控の存在は確認できない。

四、享保元年（一七一六）「御家譜御下書之草案」

◇松平一〇四号「御家譜御下書之草案」 一冊

越前松平家の家史は、長らく「家譜」または「世譜」と呼びならわされてきた。管見の限りでは、本書が最初に「御家譜」の内題（目録題）を持ったものである。

袋書には「此清書有御前」とあるが、この「清書」が、すなわち後述する六「越前世譜」（享保三年成立）である。成立年代は「享保元年丙申三月／此後追々記加」とあり、一旦は享保元年三月に成立したものの、その後も追記がなされたことがわかる。実際に内容は、天正二年（一五七四）の秀康誕生から、吉邦代の享保三年までを扱っている。

また、表紙見返しには、享保三年十一月の日付を持つ本書編纂の詳細な経緯が貼り込まれている。それによると、正徳五年（一七一五）六月八日、吉邦は、秀康から自身に至る「御代々之御家譜」の編纂を家老の本多修理（久中）に命じた。本多は更にこの実務を、目付の井上半太夫（信清）、家老中御用の松波甚左衛門（正雄）の兩名に命じた。先述の一「源秀康公行状」および二「御家録（貞享書上）」は、家史の概要を載せてはいるが、細かい点には記載が及んでいない。また、江戸と福居の大火で全ての旧記が消失しており、既に古い時代の伝聞もほとんど伝わっていなかった。しかし、吉邦自らが加筆したり、家臣らに聞き取りをし、本多もまた種々資料を求めた結果、計らずも多くの資料が集まり、享保元年三月に「俗書（漢字仮名交じり）」による「下書（草案）」が完成したという。

本書は題名からも明らかのように「下書」の「草案」である。この草案を元に、翌享保二年六月、藩の儒者伊藤宜斎（道基。龍洲とも）が文章を整え、これを右筆の松田弥一右衛門（尚英）

が清書し、享保三年七月には全てが完成したという。

本書の特徴は、古い時代の記載について「穿鑿之引証」を朱書で頭書している点にある（寛文四年四月十四日条以降は「此後ノ事、大概御用之留より証出故不及引証」として一々の引証は挙げていない）。頭書には、先述の一三をはじめ「太閤記」や「家忠日記」、福井藩士の覚書など約三〇が掲げられている。また、本書以降、各代の記載末尾に、参勤交代や年中祝儀の際の拝領物と献上物、纏・馬鞍・旗形状などがまとめて記されるようになった。こうした記載方法や全体の仕様は、以後の「家譜」「世譜」でも引き継がれていくことになるため、本書を松平家史編纂の基点と位置づけてもよいだろう。

なお、巻頭に「此以後名乗可相尋旨被仰出、追々相知分別冊ニ調上ル、此帳ニ以朱書加」と朱書されているように、本書では登場する幕閣や藩士の諱が朱書されており、名乗だけを集めた別冊が松平九四〇号「御家譜之内名乗別記」として現存している。

五、享保元年（一七一六）「御書上」・寛保元年（一七四一）「御書上（越前家譜抜書）」

◇松平六五号の五「越前家譜抜書」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

三「秀康様忠昌様御代御留書（正徳書上）」の表紙貼紙に「享保元年御書上〆以前之事也」とあることから、享保元年には四「御家譜御下書之草案」とは別に書上が編纂され、幕府に提出されていたことが推測できる。これについて松平六五号の五は、寛保元年七月に林家四代目榴岡（信充）に提出された「越前家譜抜書」いわゆる「寛保御書上」の控であるが、奥書によると、実は元は享保元年九月に林家三代目鳳岡（信篤）に提出した「御書付」（「享保御書上」に「御吟味」を加えたものであることが判明する。「寛保御書上」と比べれば若干の異同はあるだろうが、概要は変わらないものと考え、ここに取り上げることにした。

内容は、秀康・忠直・忠昌・光通・吉品（昌親）・綱昌・吉品と七代の藩主を取り上げ、その

後、直政・直基・直良、そして光通の庶子権蔵（直賢）の四名についても簡略な記載をつけている。文体は漢字仮名交じり文で、秀康・忠直・忠昌の三代については、三「秀康様忠昌様御代御留書（正徳書上）」とほぼ同じ内容である。しかし、秀康代については、四「御家譜御下書之草案」からも見られたことだが、秀康が将軍家から厚遇された点や結城家系を五男直基が継いだ時点で本姓を結城から徳川に戻した点など、将軍家とのつながりを強く主張する記事が追加されている。また、忠直代については、慶長十七年（一六一二）に起きた「越前騒動」の記載が追加された。

なお、享保元年時の書上編纂に携わった人物は不明だが、寛保元年の編纂には、奏者番の并河一九郎（久中）と大道寺源九郎（繁郷）、右筆請込の野本甚左衛門（正近）、右筆の金子半右衛門（正行）が関わったことが奥書から判明する。

六、享保三年（一七一八）「越前世譜」

◇越葵文庫「越前世譜 浄光院公・西巖院公・隆芳院公・大安院公・探源院公・清浄院公・探源院公再治」 箱入一冊

◇越葵文庫「越前世譜 大君」 箱入一冊

◇松平一〇五号「越前世譜」 一冊

本書は四「御家譜御下書之草案」を草案にして、返り点と送り仮名のついた漢文体に書き改めたものである。藩儒の伊藤宜斎が文章を整えて序文を書き、右筆の松田弥一右衛門が清書した。下書本が松平一〇五号であり、藩主に提出されたものが越葵本の二冊である。清書本と下書本は「御前之御要筐」で、草案は「御文庫」で管理されたという。

清書本と下書本との間に内容の差異はほとんどない。ただし、下書本が秀康・吉邦の八代を一冊で扱っているのに対し、清書本では秀康から吉品の七代を一冊、吉邦代のみを一冊とした二分

冊になつてゐる点だけが異なる（ただし、下書本も二冊を一冊に綴じ直した形跡が見られる）。また、下書本には、表記や内容に不審のあるものについて、松波や伊藤ら編纂に携わった人物とのやりとりを経て修正を加えた旨が付箋で注記されている。

七代を扱った清書本は「越前世譜」と記された漆塗りの箱に収められている。金紙を用いた装訂に、金を散らした豪華な題簽がつけられていたと見られるが、現在、題簽は剝落しており、「標題書四枚」と書かれた包書で保管されている。また、吉邦代の清書本は「越前系譜」と記された漆塗りの箱に、同じ装訂による「越前系譜」一冊とともに収められている。これらのことから、本来はこの清書本が、七代分を記した「越前世譜」一冊、吉邦代を記した「越前世譜」一冊、そして「越前系譜」一冊の合計三冊一組として作られたものであったことがうかがえる。

なお、吉邦代の清書本は、草案・下書本と同じく享保三年の記事までを載せているが、その後一六丁分の空白の丁がつけられている。また、題簽も二枚余分に伝来していることから、あるいは清書本が、享保三年の続きや新たな続巻も作成されることを見越して作られたとも考えられる。本書およびその草案である四「御家譜御下書之草案」は、幕命に應じて作られた「書上」とは異なり、吉邦の命で作られた家史である。そのため幕府と藩主との交渉である公的な事柄以外の部分にも若干は言及されるようになってゐるが、まだ後の「家譜」のように藩政全般にわたった記事は多くはない。

ちなみに、この「越前世譜」と共に作られた「越前系譜」は、六つの系図から成り立っている。最初の系図は、越前家の祖である秀康の事績とその七名の子の名を記したものである。一旦系図はここで終わり、残りは二男忠昌から始まる福井松平家、長男忠直から始まる津山松平家、三男直政から始まる松江松平家、五男直基から始まる白河松平家（後の前橋松平家）、六男直良から始まる明石松平家の五つの系図が別々に記されている。ここで忠昌の系図が「越前本家」とされ、忠直の系図が「嫡家」とされている点に注目したい。この解釈は、大道寺友山による「越叟夜話」

での解釈とも一致している。

七、元文五年（一七四〇）「御書上」

◇松平六五号の三「御書上并草案」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

表紙記載から、元文五年に老中本多中務大輔（忠良）に命ぜられ、林大学頭（榴岡）に提出した、いわゆる「元文五年御書上」の控であることがわかる。体裁は一冊であるが「御書上」と「右草案」の二部からなっている。文体は漢字仮名交じり文で、内容は秀康代から綱昌代までを対象に、主に藩主と幕府・将軍家との交渉を記したものである。巻末に「右当時此表ニ有合候記録共之内抜書ニ御座候」とあるように、藩主の生誕、養子、初見、叙位任官、公役、入部、襲封、軍旅、恩賞、慰問、進献、拝領、卒去、年齢、法名、葬地、書札札といった、公的な事項だけを既にあつた記録類から抜書したものと考えられる（ただし忠直の項は相続と配流の記事のみ）。「右草案」部は「御書上」編纂のための、まさに草案であり、朱筆や訂正、追記、付箋などの跡が多数残されている。

なお、同じ元文五年には、これとは別に榴岡に提出した書上の控も残されている。

◇松平六五号の四「御書上」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

この書上は、表紙に「元文五年十二月廿日、林大学頭殿へ浅井源左衛門を以被指出／御国二而掛り并河一九郎」とある。内容は先の書上とは異なり、忠昌・光通・綱昌・吉品・吉邦・宗矩・宗昌・松岡藩祖昌勝・吉品の養子昌方（後に離縁）の九名について、苗字、受領名（官途名）、姓・諱、両親名、前官位までの経歴、任命の年月日、卒去（隠居）年月日のみを簡潔に載せたものである。これは榴岡が編纂した「武家補任」（天文十五年～元文五年）の記載方法と合致しており、各大名家が提出を求められたものの控と考えられる。

八、寛延四年（一七五二）「越前世譜」

◇越葵文庫「越前世譜」 箱入六冊

◇松平一〇六号「越前世譜」 六冊

本書は寛延元年、家老の本多民弥（道好）、書院番頭の笹治権右衛門（高庸）、目付の長谷部小右衛門（紀連）らが、藩主宗矩の命を受けて編纂に取りかかった家史である。全文が返り点と送り仮名付きの漢文体で、六冊からなっており、卷之一が秀康・忠直・忠昌・光通の四代、卷之二が昌親・綱昌・吉品の三代、卷之三が吉邦と宗昌の二代、卷之四～六が宗矩代を上中下に分けて記載している。六「越前世譜」が秀康代から九代吉邦代の享保三年（一七一八）途中までを二冊で扱ったのに対し、本書は吉邦の享保三年以後の事績と十代宗昌代、十一代宗矩代の終わりまでを書き継いだ形となる。そのため六「越前世譜」と本書の卷之一～三の途中までを比較すると、一部に日付が増補されていたり、表現方法に若干の違いが見られたりする箇所はあるものの、記載された項目数、内容に大きな違いはない。

卷之一の巻頭には、六「越前世譜」と同じ伊藤宜斎の序文が置かれ、続けて宜斎の子伊藤錦里（縉）の序文が新たにつけ加えられており、本書編纂の経緯が記されている。これによれば、本多ら三名が宗矩の命を受け、実際に「国字（漢字仮名交じり文）」による草稿を成したのは、番士で右筆の高橋伴右衛門（富常）である（序文中では「史掌」とある）。この草稿を「謄写」したのが表右筆の金子半右衛門（正行）で、「総修」したのが儒者の伊藤であった。この間、寛延二年十月に宗矩は没し、翌月には一橋家からの養子小五郎が家督を継ぎ、十二代重昌となった。た。

越葵文庫本は藩主への提出本で、淡黄の水玉紙の表紙に墨流しの題簽を持ち、「越前世譜」と記された漆塗りの箱で保管されている。一方の松平一〇六号は、寛政六年（一七九四）から享和三年（一八〇三）にかけて右筆請込手伝の井上織之丞（翼章）が謄写した写本である。井上は天

明元年（一七八一）には一三冊からなる福井藩史「越藩史略」を完成させており、藩史や地誌についての該博な知識に基づいて、この写本の随所にも「翼章謹按……」の形で疑義や注記を頭書している。

九、成立年不詳「御世譜」 「最終記事 元文元年（一七三六）三月十二日」

◇松平一一一号「御世譜」 一冊

本書は八「越前世譜」と同じく秀康代から宗矩代までを扱うが、文体は漢字仮名交じり文で、宗矩代途中の元文元年三月十二日までの記事を載せる。享保三年（一七一八）までの記事は、六「越前世譜」の草案である四「御家譜御下書之草案」とほとんど同一の文章である。なおかつ、光通代と昌親代には、四と同一の「穿鑿之引証」（典拠文献）の頭書までが見られる。装訂も簡易なものであることから、四を書き継いだものであり、八「越前世譜」編纂段階の国字草稿と考えてよいだろう。

十、成立年不詳「御家譜」 「最終記事 寛延二年（一七四九）十二月十五日」

◇越葵文庫「御家譜」 九冊

本書は八「越前世譜」と同じく秀康代から宗矩の没年（寛延二年）までを九冊で扱った家史であるが、漢字仮名交じり文で書かれ、鼠色がかった淡い藍色（深川鼠）の表紙をつけて製本されている。「御家譜」の題簽が付され、内容も整った楷書で書かれていることから、九「御世譜」を書き継ぎ、藩主への提出用に清帳にしたものと見られる。

一巻の巻頭目録（目次）に「御家譜目録」として、秀康公・忠直公・忠昌公・光通公・昌親公・綱昌公・吉品公再勤・吉邦公・宗昌公までの九代の名を載せるが、実際にはこれに宗矩代が加わっている。巻構成は一巻が秀康から光通までの四代、二巻が昌親から吉品までの三代、三巻が

吉邦代と宗昌代、四〜九巻が宗矩代となっている。元文元年（一七三六）三月十二日までの記事内容は、ほとんど九「御世譜」と変わるところがない。

十一、成立年不詳「越前世譜」 「最終記事 宝暦十三年（一七六三）九月十八日」

◇松平一一二号「越前世譜」 六巻入一九冊

本書は秀康代から宗矩代までを扱った十「御家譜」九冊に、新たに重昌代を記した一〇冊を加え、全一九冊で構成される漢字仮名交じり文の家史である。十と同系色の表紙に「越前世譜」と記された題簽が付されて製本されており、同色の巻にもまた収める各巻の内容を記した題簽がつけられている。整った字体で記されていることから、十と同様、藩主への提出用に清帳として作られたものと推測できる。

第一巻に収まる首巻は、秀康から吉品までの七代を対象とし、巻末には「享保三年戊戌五月日」の日付がある。この日付は六「越前世譜」の序文のものと同じであるが、内容はその草案である四「御家譜御下書之草案」のものと全く同じである。同じ第一巻の二巻は吉邦代、三巻が宗昌代の家譜を載せている。第二〜三巻に収まる四〜九巻には、十「御家譜」と同じく六冊で宗矩代の家譜を載せている。巻立てには違いが見られるが、宗矩代までの記載は十の内容とほぼ同じとみてよい。本書から新たに加えられた重昌代は、第四〜六巻に収められ、十〜十九巻の一〇冊で重昌没後の宝暦十三年までを記載している。一〜九巻の内容は、越葵本「家譜」の内容とは異なっているが、十〜十九巻の内容は越葵本「家譜」と全く同一である。

十「御家譜」と十一「越前世譜」は、秀康代から宗矩代までは、ほぼ同じ内容を持ち、また装訂、字体も似通っているのに、題名だけが改められている。この二つの家史から見ても、松平家における「家譜」と「世譜」の名称の使い分けには、特段の意味がない可能性が高いと考えられる。また、六と八の「越前世譜」は漢文体で書かれ、藩儒による序文があったのに対し、十「御家譜」

と十一「越前世譜」は漢字仮名交じり文で記され、序文はつけられていない。寛延四年（一七五
一）の八「越前世譜」成立を最後に、儒者が関与して漢文体で記す家史は見られなくなり、本書
が成立した頃には、漢字仮名交じり文で記された家史を順に書き継いでいく体制が整えられてい
たと見てよいだろう。

十二、宝暦十年（一七六〇）「越前家系（宝暦十年書上）」

◇松平六五号の六「越前家系」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

本書は秀康から十三代重富にいたる越前松平家の家系図である。各代の名前（諱）の上に朱丸
を打ち、父子関係を朱の系線でないでいる。家督相続者だけは、受領名（官途名）、幼名、出
生年月日地、実母と室の記載に続けて、叙任や元服・家督・卒去の年月日、法号を簡単に記し、
その他の子は出生年月日地と養子・婚姻・卒去の年月日、法号だけを記している。忠直について
は、当主を示す朱丸がなく、秀康の子、忠昌の兄弟の一人としてしか記されていない。

巻頭に記された編纂の経緯によれば、本書は「武家補任」改訂のため、林家五代目鳳谷（信言）
に提出した「御家系」いわゆる「宝暦十年御書上」の控であるという。宝暦十年七月十一日、ま
ずは鳳谷から草稿が送られてきたため、藩の「御秘蔵箱」で管理していた「御系図」「御系譜」
など数巻を吟味して、提出すべき「御家系」を作成し、八月十一日、大道寺孫九郎（繁郷）を通
じて鳳谷に提出した。以後、松平家の系図について幕府から問い合わせがあった場合には、本書
を「本拠」とすべき旨が記されている。

十三、安永三年（一七七四）「越前家系（安永三年書上）」

◇松平六五号の七「越前家系」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

本書は安永三年七月朔日に林家六代目鳳潭（信徴）に提出した「越前家系」いわゆる「安永三

年御書上」の控である。十二「越前家系（宝暦十年書上）」の末尾、重富の記載に続けて、明和五年（一七六八）に生まれた嫡子於義丸についての記載が数行だけ書き加えられている。この於義丸は、後に將軍家治から偏諱を賜り、十四代治好となった。

十四、寛政三年（一七九一）「越前家譜」

◇松平六五号の八「越前家譜」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

◇松平一一三号「越前家譜」 一冊

松平六五号の八の表紙には「二冊之内」とあり、松平一一三号とともに「寛政三亥四月御書上」と書かれていることから、重富が二冊一組で幕府へ提出した書上の控と考えられる。

松平六五号の八「越前家譜」は、「家譜」と題されてはいるものの、綱昌に始まり、吉品・吉邦・宗昌・宗矩・重昌・重富・治好までを朱線でつないだ家系図である。各代藩主については、諱、官途名、幼名、母名に続けて、初御目見、養子、元服、縁組、家督、一字拝領、参勤交代、叙位任官、隠居、卒去、登城の際の格式、拝領物と献上物、書札札など公的なできごとを簡略に記載するが、家督相続者以外の子については母および婚姻・養子関係だけを記している。綱昌代の寛文八年（一六六八）四月廿三日から重富代の寛政元年十一月九日の間のできごとが掲載されている。

松平一一三号「越前家譜」は、綱昌・吉品・吉邦・宗昌・宗矩・重昌・重富の各代について、松平六五号の八と同様の記事、すなわち藩主と將軍家との関わりについてのみを記載しているが、各代間は朱線で結ばれておらず、家督相続者以外の子の記載も見られない。両者の記事には重なるできごとも多いが、文言は一致していない。記事は綱昌代の寛文八年四月二十三日から重富代の寛政二年四月十五日の間のものを載せている。

十五、寛政四年（一七九二）「御系譜写（寛政四年書上）」

◇松平六五号の九「御系譜写」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

秀康に始まり、忠昌・光通・昌親までを朱の系線でつないだ家系図である。昌親の後は「以下先達而書出申候」としており、前年寛政三年四月に提出した十四「越前家譜」（松平六五号の八）より前の部分を補うために作成、提出されたものと考えられる。表紙に「寛政四年子十月」とあることから、重富が幕府に提出した、いわゆる「寛政四年十月御書上」の控であろう。

藩主各代については、幼名、受領名（官途名）、母・室、出生地、初御目見、家督、元服、一字拝領、叙位任官、逝去の記事を載せるが、家督相続者以外の子については、婚姻や養子関係、母の名だけを記載している（ただし、松岡藩祖昌勝については各代藩主と同等の記載がある）。

十六、寛政十一年（一七九九）「越前家系」・「越前家譜書続」

◇松平六五号の一〇「越前家系」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

◇松平六五号の一「越前家譜書続」 一冊（「越前家々系綴一」に合綴）

ともに表紙に「二冊之内」「寛政十一年己未十二月／公儀江被差出扣」とあり、末尾には「松平伊予守」とあることから、治好が二冊一組で幕府へ提出した書上の控と考えられる。

松平六五号の一〇「越前家系」は、秀康に始まり、忠昌・光通・昌親・綱昌・吉品・吉邦・宗昌・宗矩・重昌・重富・治好へとつながる家系図である。表紙題に「御生地御法号書入」とあるように、各藩主の受領名、実父名、生没地、菩提寺、法号、母と室、子を記している。十四「越前家譜」（松平六五号の八）と十五「御系譜写（寛政四年書上）」をつなげて、出生地と卒去地、法号に特化させた系図といえる。末尾には、松平家における儒葬の有無と紋所の使用歴についても報告している。

松平六五号の一「越前家譜書続」は、重富代の寛政四年四月十三日から同十年四月十六日の

期間における、参勤交代や祝儀の際の拝領物、江戸城登城の際の格式など、藩主父子（重富と治好）と将軍家・幕府との交渉のみを記したもので、十四「越前家譜」（松平一一三号）の「書統」と見られる。

十七、成立年不詳「越前世譜」 「最終記事 寛政七年（一七九五）十二月二十七日」

◇松平一一四号「越前世譜」 八七冊

本書は秀康誕生の天正二年（一五七四）から重富代の寛政七年までを扱った家史である。最終冊の表紙に「百七止」と冊数表示があることから、本来は一〇七冊で構成されたと考えられるが、卅一〜卅四、五七〜六十、八三〜八五、九一〜九五、百二、百五の一八冊が欠本となっており、六五と六六、九八と九九が合冊されているため、現存するのは全部で八七冊である。

木瓜龍紋を空押しした煉瓦色の表紙に、「越前世譜」という題名、第何冊目であるかを示す漢数字（「五十六」ではなく「五六」のように位取り記数法も交えて表記していることから、おそらくは後筆）、収録している年代、藩主名が直書きされている（十五〜十七と六四の四冊のみ丁子色の表紙）。なかには扉題を綴じこむものや、扉題の丁を綴じずに巻頭の袋綴の中に折りたんで挟むものも見られる。また、巻首には巻数を朱書しており、重昌代六一冊までは表紙の冊数表示と巻頭の巻数表示とが一致するが、六二冊以降は一冊で複数巻を収めるものが出てくるため、最終の一〇七冊目は百廿四巻を収めることになる。書き手は複数人を数えるが、一部に資料名の頭書があるほか修正はほとんど見られず、統一された装訂で、花布もつけて製本されていることから、ある程度は清帳に近い性格を持ったものと言えよう。

全冊の構成を見てみると、一冊が秀康、二冊が忠直、三〜四冊が忠昌、五〜九冊が光通、十〜十二冊が昌親、十三〜十五冊が綱昌、十六〜廿六冊が吉品、廿七〜卅四冊が吉邦、卅五〜卅六冊が宗昌、卅七〜五六冊が宗矩（ここまでは冊表示と巻表示が一致）、五七〜六四冊（五十七〜六

十六卷)が重昌、^(マ)六五六〜百七冊(六十七〜百廿四卷)が重富代となっている。内容は漢字仮名交じり文で記されているが、十一「越前世譜」よりも詳しい内容であり、越葵本「家譜」とほぼ同じ内容を持つ。寛政七年を収める巻が百廿四となる巻立てでも越葵本「家譜」と一致している。

十八、成立年不詳「越前世譜」 「最終記事 天保九年(一八三八)十一月九日」

◇松平一一七号「越前世譜」 一四一冊

◇松平一二三号「松岡御世譜」 二冊

松平一一七号「越前世譜」は、秀康が生まれた天正二年(一五七四)から十六代齊善の没した天保九年までを全一七三巻で記した家史である。一方の松平一二三号「松岡御世譜」は、支藩松岡藩の初代昌勝が生まれた寛永十三年(一六三六)から、二代昌平(後の宗昌)が福井藩の十代目の家督を継ぐ享保六年(一七二一)までを二冊で記したものであり、表紙の記載から一一七号「越前世譜」の「第五ノ附録」に位置づけられる。

記載内容が合致することから、両者ともに越葵本「家譜」の下書あるいは草稿であると判断できる。随所に朱筆や貼紙による加筆と修正の跡が残され、また「ケツリ」「イケ」「ワリ」など清帳作成時の校正記号と思しき書き入れも多数確認できる。外観からは全冊を貫く統一性は見られず、第一のみが他巻と比べて一回り大きな法量を持つ点、第五十七〜百十二だけが厚紙の表紙をつけて簡易に製本されている点を際立った違いとして挙げる事ができよう。

巻構成は、秀康代(第一)・忠直代(第二)・忠昌代(第三〜四)・光通代(第五〜九。第五付録一昌勝代、同二昌平代)・昌親代(第十〜十二)・綱昌代(第十三〜十五)・吉品代(第十六〜廿六)・吉邦代(第廿七〜卅四)・宗昌代(第卅五〜卅六)・宗矩代(第卅七〜五十六)・重昌代(第五十七〜六十六)・重富代(第六十七〜百廿八)・治好代(第百廿九〜百五拾七)・齊承代(第百五十七〜百六十八)・齊善代(第百七十〜百七十三。百六十九は欠番)となっており、清帳であ

る越葵本「家譜」と比較すると、治好代と斉善代とで一部巻数が一致しないが、収録年数と期間は合致している（越葵本「家譜」では斉善代の最終巻は百七十四巻）。

外題が表紙に直書きされるのは第一「越前世譜」と第五〜九「光通様越前世譜」のみであり、ほかは「昌親様」のように藩主名を様づけで記すか、「忠直様御代」のように藩主名に「様御代」をつけるだけである（附録は表紙に「松岡御世譜」と直書き）。ただし、重富代についてのみ「重富様下書」のように「下書」の語を伴うものがある（明和七年〜寛政元年分。ただし、ない巻もある）。このほか表紙には収録する年代と巻数を記載するが、巻数は朱筆もあることからみて、おそらくは後筆と推測できる。重富代以降は一冊に複数巻を収めるものが出てくるため、冊数と巻数とは一致していない。また、重昌代の第六十一〜六十六（宝暦三〜八年）、治好代の第三百十八（享和三年）、第百五十〜百五十五（文政元〜六年）が欠本となっており、番号に重複、欠番も見られることから、現存する冊数は一四一となる。

成立年代は明らかにはできないが、本書の性質上、特定の「成立年」を定めることはできないとも言えよう。天保十年五月、中根雪江が慶永に於てた建言書の中に「昇安院様思召二而御出来有之、其後追々書継候て、御右筆部屋に有之候御家譜御熟覽被遊」（傍点筆者。以下同）とあるように、松平家の家史とは、吉邦代の享保元年に成立した四「御家譜御下書之草案」を、その後順々に書き継いでいったものであると同時代の人々は認識していた。嘉永四年（一八五二）三月十七日、「御世譜」に携わる皆川多左衛門（勝章）以下九名の藩士が金銀や小袖などを下賜されたが、その理由も「御世譜書継御用出精相勤」となっていた（嘉永三年十二月二十二日に「御家譜」を「御世譜」と改称）。こうして書き継がれていく途中に、六「越前世譜」二冊や八「越前世譜」六冊（ともに漢文体に書き換え）、十「御家譜」九冊や十一「越前世譜」一九冊、十七「越前世譜」一〇七冊のような、表紙をつけて製本された清帳が何度か編製されたが、基本的には明治十年（一八七七）頃に至るまで「家譜」「世譜」は多くの人々によって漢字仮名交じり文で書

き継がれていったのである。本書の成立年を特定できない、と述べたのは、「越前世譜」の下書き・草稿が完結することを目指して作成されたものではなかったためなのである。

これら書継に携わった藩士を、松平九一七号「剝札」と同九二一号「士族」で検索してみると、文政七年（一八二四）八月八日、渥美新右衛門（友崇）が「御家譜□書次取調御用掛り」に任じられたものが最も早いものである（ただし、役職として「剝札」等に明記される以前にも、井上織之丞のように、家史の書継を担当した藩士はいたと考えられる）。その後、嘉永四年には先述のように世譜書継に携わっていた藩士が九名いたことも確認でき、越葵本「家譜」茂昭代、慶応二年（一八六六）三月十一日条に「御世譜局被相止、御右筆部屋二而書継候様被仰出候」との記載が見られることから、この時点までは藩庁内に「御世譜局」という組織が存在していたことも跡づけられる（ちなみに松平文庫史料には「世譜局」の印記を持つものが多く含まれる）。明治以降では、毛受将監（洪）が明治元年十月二十四日に「御世譜掛り」に任じられており、同二年十一月二十八日には跡部又八と西村閑次郎が「御家従」を仰せ付けられ、「勤方是迄之通御世譜方也」とする記事が見える。

さて、こうして「家譜」「世譜」は右筆部屋や世譜局で書き継がれていたが、編纂に際して参照された資料は何だったのだろうか。本書は、各記事に典拠資料と思しき資料名を頭書している点の特徴として挙げられる（ただし、秀康代、忠昌代、治好代の後半、齊善代ほか数巻には頭書がない）。「諸事留」や「御国諸事留（覚）」「江戸諸事留（覚）」「記録」といった記録類を頭書する記事が大半であるが、「御書上」や「元御世譜（元譜）」など、すでに編纂された家史を挙げられる記事もある。早い代の巻ほど多くの種類の資料名が頭書されており、例えば光通代では先述の資料のほか、「御奉書留」「年始帳」「御法事帳」「御道中帳」などの記録類、「袖目金」「貴耳録」「国事叢記」などの藩史類、「御系図」「御系譜略」「御支家様御系図」などの系図類、「蘆田信濃蔵書」「杉田旧記」「大谷半平蔵書」など家臣の家に伝わる記録類などが列記されている。

ここに頭書された資料のうち頻繁に挙げられる「元御世譜（元譜）」とは、どんな家史なのだろうか。本書の重昌代巻五十七には、表紙見返しに「重昌様御家譜、是迄出来有之分を元譜と相唱、此度修補出来之分を新譜と相唱」との貼紙記載が見られ、ある時期に「新譜」が作成されたため、それまでの分を「元譜」と呼ぶようになったのだという。また続けて「宗矩様御家譜二相漏有之二付、元譜二相載有之ヶ条之内、事ニ御表様ニ可載ヶ条、若殿様御家譜二ノミ有之候而者、以来之書法見競不都合ニも可相成哉二付、宗矩様御家譜増補出来、右様之類相記候へハ、以後之書法見合ニも相成ニ可然哉と右増補之一冊出来之積り」との記載が見られ、書継と並行して過去に完成した巻に遡及して「増補」を行っていたことを裏付けている。「元御世譜」を頭書する巻が、光通代（第五）から治好代（第四百四十）まで広範囲に及んでおり、この期間を記載した家史がほかに見当たらないことから、「元御世譜」自体は現存しないと考えられるが、一旦編製された「家譜」「世譜」が繰り返し増補され、帳を書き改められていったことは間違いない。また、序文に弘化三年（一八四六）十二月の年記を持つ「国事叢記」が頭書に挙げられていることから、光通代の巻の増補作業が、弘化期以降に行われていたことも推測できる。

こうして書き継がれ、増補された痕跡を今に伝える本書であるが、成立時期から見て、おそらくは二つ以上のグループで構成されていると考えられる。秀康代から宗矩代（第一～五十六）および重富代の天明三年（一七八三）分から齊善代（天保九年分（第百十三～百七十三））までのグループは、比較的新しい様相をしている。内容には付箋や貼紙での細かな修正や削除記号の跡が見られるが、大幅な追記は多くはなく、冊単位で統一された書体で記される。これに対し、重昌代から重富代の天明二年分までを記したグループ（第五十七～百十二）は用紙も古く、内容にも削除よりは箇条単位での異筆による追記記事が多く見られる。本書重昌代の第五十七～六十で、行間に小さな文字で書き加えられた記事や入替・削除の指示が付された記事が、十一「越前世譜」重昌代十～十三では最初から既に清書されて記載されている。これらのことから考えて、本書第

五十七〜百十二のグループのうち特に重昌代第五十七〜六十六については、宝暦十三年（一七六三）の最終記事を持つ十一「越前世譜」の成立よりは早い時期に成立していたと考えられる。つまり、本書全一四一冊（および附録二冊）は、異なる来歴を持つ複数のグループを一群とし、後から通し巻数を付与した可能性が高いと言えるのである。

十九、明治期成立「家譜」 「最終記事 天保九年（一八三八）十一月九日」

◇松平一一六号「御家譜」 一六五冊

秀康が生まれた天正二年（一五七四）から十六代斉善の没した天保九年までを全一七四巻で記した家史である。ただし、卷三十七と三十八、四十四と四十五、四十六と四十七、百五十三と百五十四、百六十五と百六十六、百六十七と百六十八がそれぞれ合冊されており、卷百六十二、百六十三の二冊が欠本となっているため、現存するのは全一六五冊となっている。

版心に「松平家蔵書」と印刷された匡郭のある用紙を使用しており、二箇所を紙縫りで綴じただけの簡易な装訂である。外題はほとんどが表紙に「家譜」と直書きしているが、「御家譜」（巻一、二）、「御世譜」（巻三、四、七）、「越前世譜」（巻五）、「世譜」（巻六、百三十二）とする巻もある。一方、内題もほとんどが巻首題として「家譜卷之二」のように記すが、「越前世譜卷之三」（巻三、八、百二十九〜百三十三）のように記す巻も見られる。表紙には題のほかに、巻数、藩主名、収録年数が記されている。

内容は十八「越前世譜」とほぼ同一であるが、両者の外見を比較してみると、本書の方が成立は新しく見え、清帳である越葵本「家譜」作成の際の校合原稿として、明治期に作成されたものと推測できる。このことは表紙に「四十年二月廿八日校合済」のような朱筆の注記を持つ巻があることからうかがえる。この注記で最も古いものは「廿九年一月八日済」（巻百三十三）であるが、多くは明治四十年（一九〇七）二〜五月の日付となっている（巻一〜四十八まで。ただし

朱筆のない巻もある。また、巻百二十一には表紙に「巻百二十九／同百三十／右草尾氏写了」との貼紙が見られ、巻百二十九には「是ヨリ以下／草尾…」と読める破損した附紙がつけられている。

内容にも多くの付箋がつけられているが、ほとんどは「原本」「原書」「旧本越前世譜」との比較をした上で、「脱落ナラン」「衍字ナラン」「誤写ナラン」「全ク重複ナラン」「原本写シ誤リアルニ似タリ」などの校合注記が施されている。このうち注記者の「佐々木」の丸印が押印された貼紙が二点あり、うち一点は「千尋按するに…」で始まっていることからみて、「続再夢紀事」の編纂で知られる佐々木千尋が本書の成立に携わっていたことを示している。

二十、成立年不詳「越前世譜 慶永代」 「最終記事 慶応三年（一八六七）十二月晦日」

◇松平一一八号「越前世譜 慶永様御代」 三三三冊

本書は越葵本「家譜」慶永代のうち、追加分を除く百七十五〜二百十巻まで三六冊分の草稿である。目録では「越前世譜」と題がつけられているが、史料自体には内題・外題ともにつけられてはいない。天保九年（一八三八）二月の慶永家督から慶応三年末までを、基本的には一年一冊ずつで扱っているが、天保九年、嘉永六年（一八五三）、安政二（一八五五）〜四年までが各上下二冊、安政元年が上中下三冊であり、安政五年の隠居後は不規則な構成をとるため、合計冊数は三三三となっている。

成立年代を明記するものは確認できないが、明治十年（一八七七）に取りまとめられた松平一〇二号「御世譜御帳目録」には「慶永様 天保九年ヨリ慶応三年迄 御譜草稿 三十三巻一箱」とあることから、遅くとも明治十年段階には本書が成立していたと考えてよいだろう。

表紙には、収録年号に加え「草稿第二」のように巻数が直書きされ、第一ノ上と第十四にのみ「慶永様御分」の文字が書き加えられている。また、表紙には墨や朱で「読合済」や「清帳済（清

済」の文字が書き入れられており、本草稿をもとに清帳が作成された跡を伝えている。

越葵本「家譜」と本草稿との内容を比較してみると、草稿の方が圧倒的に情報量は多い。試みに安政元年の正月から二月までを扱った草稿第十七ノ上と「家譜」慶永代百九十五巻とを比べてみると、前者が六一か条であるのに対し、後者は四〇か条に減らされている。草稿は、朱による傍線や×印、○印、貼紙などにより、清帳では採用しない削除する箇条に印をつけている。なかには一旦削除印をつけながら「イケル」と朱書して、復活させたものも見られる。また、越葵本「家譜」慶永代二百五巻、万延元年（一八六〇）正月廿八日条（『福井県文書館資料叢書6 越前松平家家譜 慶永3』の二〇四頁）には、直後に「此間落丁アル可シ」**佐々木**という貼紙が見られるが、草稿では、この落丁分にあたる五月廿七日、八月四日、同十一日、同十七日、同廿四日の五箇条分を見ることができる。

このほか清帳には見られない草稿本の特徴として、一部に記載の典拠と見られる資料名を「御自叙」や「御国諸事留」「江戸諸事留」「記録」「合同舶入相秘記」のように頭書する巻のある点が目される。また、幕閣や藩の重臣の諱を細筆で書き入れている点も、清帳では見られない。以上のことから、越葵本「家譜」と草稿とを対校してみると、それぞれの編纂の方針が見えてくるであろうし、今では失われてしまった資料の引用を草稿に見出すこともできる。

なお、松平文庫には、鈴木準道による本書の抄写本がある。

◇松平二二三号「慶永公世譜抜書」 五冊

このほか、福井市春嶽公記念文庫にも、慶永代の家譜関連史料が二群残されている。

◇春嶽公記念文庫「松平家家譜」 一三綴

◇春嶽公記念文庫「正二位様御家譜草稿」 一括

前者は「巻百七十五 慶永公一 天保九年四月」から「巻百八十七 慶永公十三 弘化四年十二月末」までの一三冊分であり、巻号が一致することから越葵本「家譜」の下書あるいはその写

しと目される。後者は「未綴残簡」とされるが詳細は不明である。

二十一、成立年不詳「越前世譜 茂昭代」 「最終記事 明治二年（一八六九）十二月二十四日」

◇松平一一九号「越前世譜 茂昭様御代」 二〇冊

本書は越葵本「家譜」茂昭代のうち、二百十一〜二百三十三巻まで二三冊分の草稿と考えられる。目録では「越前世譜」とあるが、表紙には「茂昭様御代」と直書されるだけで題名の記載はない。内容は、慶永の隠居を受け、糸魚川藩主松平直廉（後に茂昭と改名）が福井藩十八代の藩主として迎えられた安政五年（一八五八）七月から明治二年末までを全二〇冊で記している。清帳である越葵本「家譜」で、同じ時期の分が二三冊に増えているのは、文久二年（一八六二）、慶応元年（一八六五）、明治二年の三冊がそれぞれ二冊に分冊されたためである。

本書の成立年代は不明であるが、明治十年成立の松平一〇二号「御世譜御帳目録」に「天明三年ヨリ明治二年迄 御譜草稿」とあり、本書の収録年代もここに含まれていることから、遅くとも明治十年段階には本書が成立していたと考えてよいだろう。

ほとんどの表紙に「読合済」と書き込まれており、内容にも朱筆や貼紙による修正は見られるが、二十「越前世譜 慶永代」ほど多くはない。しかし、同様に「此ケ条不用」等と朱筆された箇所が見られ、清帳には採録されなかった記事を知ることができる。

二十二、明治四十年代成立「家譜」 「最終記事 明治二十三年（一八九〇）十二月二十二日」

◇越葵文庫「家譜」 二七二冊（附録「松岡家譜」二冊を含む）

秀康の誕生した天正二年（一五七四）から十八代茂昭が没した明治二十三年までを、全二七二冊で記した越前松平家の正史の清帳である（うち二冊は支藩松岡藩の家譜）。十八・二十・二十一の「越前世譜」や十九「家譜」をもとに作成された清書本ではあるが、朱筆や貼紙による注記、

追記も少なからず見られる。本叢書で全5巻にわたって翻刻したのは、このうちの慶永代三六冊（百七十五～二百十巻）およびその追加分一七冊、合計五三冊分である。

全冊統一の濃藍の装訂を持ち、網目文様の表紙に「家譜 秀康公 従天正二年到慶長十二年」のように、題名と藩主名、収録年代を示す題簽がつけられている。内題は、秀康代の一卷にだけ巻首題として「越前世譜」と記されるほかは、茂昭代の二百四十五～二百五十三巻および慶永代の二百十巻追加の十三～十七にだけ巻首題として「家譜」と記されている。また、秀康代一卷と重富代百十二巻には「重富様 天明二年壬寅」のように、その巻で収録する藩主名と収録年とを記した扉が巻頭に綴じ込まれているが、同じ重富代でも百十三巻（天明三年）以降は扉がつけられなくなる（ただし「重昌公」五十六～六十六巻にも扉はない）。

本書の成立経緯については、これまでも『福井県史』や『福井市史』および本叢書の「解説」等でも触れられてきているが、実はその詳細は不明な部分が多い。現時点で判明している範囲で編纂の経緯について述べてみたい。

明治十一年「御世譜」二三五冊の成立 明治四年（一八七二）に松平家が東京に移住した後も世譜の編製は続けられた。越葬本「家譜」茂昭代によれば、明治八年五月の時点では、勝木十蔵が「御世譜懸り」として事業を総括していた。翌九年五月には「御改正」に伴い、跡部又八と中野文次郎が「御世譜編集御依頼之儀」から外され、代わりに山田捨九郎・早見覚哉の両名が「御世譜編製之要件」につき、毛受と相談の上で事業を進めるよう松平家から依頼を受けている（山田が死去したため、翌十年六月には代わりに長崎基近に依頼された）。そして越葬本「家譜」二百十巻追加七、明治十一年十二月五日条によれば、この日、毛受・長崎・早見の三名は、「世譜編纂之儀」が「成功」したことの報酬と謝辞を、茂昭・慶永から受け取っている。これにより、明治十一年末には「御世譜」が三名の手によって一旦は完成させられたことを知ることができるのである。

しかし、この時完成した「御世譜」には、当然のことながら慶永と茂昭が没した明治二十三年に至る明治十～二十年代の記録等は含まれていない。では、この明治十一年に完成した「御世譜」は、どのような構成をとり、何冊からなるものだったのだろうか。

手がかりを与えてくれるのが松平一〇二号「御世譜御帳目録」である。これは長崎、早見の両名によって、明治十年十一月十三日に調査作成された「御世譜」関連資料の目録である。ここには本稿で取り上げてきた家史のほか、「国事叢記」「袖目金」などの藩史、歴代の給帳や「諸士先祖之記」「剝札」といった藩士関連資料、「越前国名蹟考」「越前国類聚国誌」などの地誌類ほか一〇〇近い文献が列記されている。この中に「天正二年ヨリ天明二年迄 御世譜 百十二冊」という記載が見られ、その続きと見られる「天明三年ヨリ明治二年迄 御譜草稿 八十巻 三箱 内七十五巻清帳御出来」（異筆による加筆箇所では「天明三年ヨリ明治二年迄 御世譜 百式拾巻 巻ノ但今度更ニ表紙附之分」とある）との記載もある。これらのことから「御世譜」は、明治十年段階では既に完成した清帳として、天正二年～天明二年までの分一～二冊のグループが一群あり、もう一つのグループである天明三年～明治二年までの分は、一～二冊のうち七五冊分の清帳が完成していた。その後、翌十一年末までの約一年間のうちに、天明三年～明治二年までのグループの残り四六冊分の清帳が作成され、全てが完成したものと考えられる。

天正二年～天明二年までの一～二冊と天明三年～明治二年までの一～二冊との間で作成された時期に区切りがあったことは、松平一〇一号「御世譜員数誌」で「御世譜」最終巻が重富代の「第百十二巻 天明二年壬寅」で終わっていること、また越葵本「家譜」の扉が一巻から百十二巻（天明二年）までしかつけられていないこと、さらに草稿・下書である十八「越前世譜」で重昌代の第百十二（天明二年）と第百十三（天明三年）との間で厚紙表紙の有無が見られたことなどからも、その妥当性を認められるだろう。

さらに松平一〇〇号「御世譜目録」において、「茂昭公」の「第二百卅三 従明治二年己巳五

月廿八日至十二月」の直後に「メ」の記号がつけられ、目録が終わっていることから、明治十一年に完成した「御世譜」とは、第一～第百十二（天正二年～天明二年）全一一二冊と第百十三～第百三十三（天明三年～明治二年）全一二二冊、これに第五の附録「松岡家（譜）」二冊を加えた合計二三五冊からなるものであったと考えられるのである。なお、明治九年末～十年初頭にかけて、世譜の清書（謄写）業務に、本多醇世・服部市九郎の二名が携わっていたことは、『福井県文書館資料叢書7 越前松平家家譜 慶永4』の「解説」に紹介された通りである。

「家譜」二七二冊の完成 次に明治十一年（一八七八）に「御世譜」全二三三冊および「松岡家（譜）」二冊が完成した後、どのような経緯で、改めて全二七二冊からなる越葵本「家譜」が編纂されるに至ったのかを考えてみたい。まずは「御世譜」と「家譜」の構成を比較する事から始めてみよう。実は明治十一年に完成した「御世譜」全二三五冊ほどの文庫にも現存していない。そのため、その内容目録と考えられる松平一〇〇号「御世譜目録」と越葵本「家譜」とを比較してみると、秀康代（一卷）、忠直代（二巻）、忠昌代（三～四巻）、光通代（五～九巻）、昌親代（十～十二巻）、綱昌代（十三～十五巻）、吉品代（十六～二十六巻）、吉邦代（二十七～三十四巻）、宗昌代（三十五～三十六巻）、宗矩代（三十七～五十六巻）、重昌代（五十七～六十六巻）、重富代（六十七～百二十八巻）、治好代（百二十九～百五十六巻）、斉承代（百五十七～百六十八巻）、斉善代（百六十九～百七十四巻）、以上十六代までの構成は両者とも全く変わらない。違いがあるのは「御世譜」では、慶永代が天保九年～慶応三年（百七十五～二百十巻）で終わっているのに対し、「家譜」では「二百十巻追加」として一七冊分（明治元年～明治二十三年）が加えられた点、また「御世譜」では茂昭代が安政五年～明治二年（二百十一～二百三十三巻）で終わっていたのに対し、「家譜」ではその続きとして明治三年～同二十三年分（二百三十四～二百五十三巻）の二〇冊が書き加えられた点、以上の二点である。

では、この慶永代と茂昭代の追加分、計三七冊はいつから編纂され始めたのだろうか。越葵本

「家譜」茂昭代、明治二十二年四月八日条によれば、この日、村田氏寿・伊藤輔・佐々木千尋・中根新の四名が「慶永公及び茂昭公に係る家記編纂の事」を嘱託されたという。直接には、後に「続再夢紀事」二二巻および「松平春嶽公松平異嶽公履歴略」一卷、「会津征討出兵記」八巻、「征長出陣記」三巻、以上の四書に結実する編纂事業の委託を指した記事であるが、これと関連して同月十二日条には、松平邸に開設された「編纂局」に、伊藤・佐々木・中根および草尾一馬の四名が日曜祭日を除き毎日出勤することになったことが記されている。

この編纂局（編輯所）で彼らが従事した編纂及び謄写業務の内容は、越前史料「松平家編纂事業録（村田巖彦蔵）」に詳しい。これによれば、佐々木と中根の二名は編纂にあたり、草尾および井原来尊の二名は謄写（表装）にあたった。編纂書目には、先述の四書のほか、慶永と茂昭に関する「御譜」関係資料の名も記されている。「正二位様御譜草稿」「従一位様御譜草稿」と記されたものはいずれも「慶永公譜」「慶永公御譜草稿」と同一であろう。この草稿の慶永三年十月十三日～明治十五年までの二一冊分は、中根が明治二十一年春から二十四年二月にかけて編纂したもので、明治十六年～二十三年までの八冊分は、佐々木が明治二十四年頃から二十七年末にかけて編纂したものである。また「正三位様御譜草稿」すなわち「茂昭公御譜」は、明治三年～十三年の一冊分を、中根が明治二十一年春から二十二年末にかけて編纂し、明治十四年～二十三年までの一〇冊分は、佐々木が明治二十六年から二十七年末にかけて編纂したとある。つまり、明治二十七年末には、慶永代一七冊、茂昭代二〇冊の追加分の草稿は完成していたのである（なお、この佐々木による茂昭代の追加分草稿一〇冊が、松平文庫に未整理史料として収蔵されている）。

更にこれらの草稿を元に、清帳が作成されたのはいつ頃のことなのか。「松平家編纂事業録」によれば、明治二十七年の一年間をかけて「慶永公御家譜」の明治十六～十九年分の八冊および「茂昭公御家譜」の明治十六、十七、二十～二十三年分の六冊が、草尾によって謄写されたとい

う。謄写者である草尾の名は、追加分の編纂者である佐々木の名とともに、十九「家譜」にも見えていた。十九「家譜」の最も古い校合注記が明治二十九年のものであり、新しいものが明治四十年五月二十一日のものである。これらことから推測すると、清帳である越葵本「家譜」の謄写が完了し、表装が整えられるのは、明治二十七〜四十年代にかけてのことであり、全二七二冊が完成したのは明治四十年代のことだったと考えられるのである。

なお、明治十一年にひとまず完成した「御世譜」二三五冊が現存していないことは先述した通りだが、その理由について更に推論を重ねるならば、この「御世譜」は題簽だけがつけ替えられて、越葵本「家譜」に改められたため、どこにも現存しないものとは考えられないだろうか。明治十一年の完成時に「体裁簡易ニシテ頗省冗贅、永世之宝器」と表現され、その完成が「歓喜之至」とまで喜ばれた「御世譜」が、その後廃棄、紛失に至ったとは考えにくい。二百三十四〜二百五十三巻および二百十巻の追加一七冊、合計三七冊分の清帳の完成にあわせ、「御世譜」一〜二百三十三巻の内容は更に校合が加えられ、その結果が貼紙、朱筆等で「御世譜」に追記された。そしていかなる理由によるかは不明であるが、題名が「御世譜」から「家譜」へと変更されたのであろう（なお、明治二十五年十一月の日付を持つ「続再夢紀事」の村田氏寿の序文では「御家譜」の名称が登場している）。

こうして秀康が誕生した天正二年（一五七四）から、慶永と茂昭が没した明治二十三年に至る三十七年間に及ぶ松平家の歴史書は明治四十年代に完成した。越葵本「家譜」は、これで一区切りがつけられたが、「家譜」の編纂はその後も続けられている。次代の当主である康荘代についても、その逝去翌年にあたる昭和六年（一九三二）七月から「御家譜草稿」が起稿されており、現在その草稿や下書の一部が松平文庫と越葵文庫に収められている。

おわりに

本稿で解題してきた松平家の家史は、大別すると次の二群に分類することができる。一つは幕府の編纂物の資料とするために老中や林家に提出した「書上」の群であり、もう一つは藩主の命により藩機構（明治以後は家政機構）の中で長く書き継がれてきた「世譜」「家譜」の群である。

松平家の場合、複数代にわたる家史の編纂を始めたのは、貞享元年（一六八四）に幕府の求めに応じて提出した二「御家録（貞享書上）」（秀康、忠昌、光通の三代分）からである。これ以後、この二の書上を基にして幕府への書上類は作成されていくが、その内容は「公儀（幕府・将軍家）」と藩主との関わり、すなわち「公」的な事柄のみを簡潔に記載したものであった（三・五・七・十四・十六）。こうした書上類には、文章体による記載の少ない「家系」（十二・十三・十五・十六）や『寛政重修諸家譜』のように系図的性格の強い「家譜」（十四）「系譜」（十五）も含まれていた。「家譜」の語を含む題がつけられたものも見られるが、これらは明らかに越前本「家譜」とは性格が異なっている。

こうした書上類に対して、二「御家録（貞享書上）」の簡潔過ぎる内容を補う形で編纂され始めたのが、享保元年（一七一六）に成立した四「御家譜御下書之草案」（秀康代／吉邦代途中）であった。漢字仮名交じり文で記されたもので、書上類に比してより詳しい内容を持っていた。漢字仮名交じり文で書かれた家史は、六「越前世譜」二冊（秀康代／吉邦代）や八「越前世譜」六冊（秀康代／宗矩代）のように、漢文体に書き改められ、儒者による序文をつけて藩主に提出された時期もあった。しかし、後には漢文体への書き換えは行われなくなり、漢字仮名交じり文のままに書き継がれた家史（九「御世譜」一冊）が清書され、それに表紙をつけて、十「御家譜」九冊（秀康代／宗矩代）や十一「越前世譜」一九冊（秀康代／重昌代）のような清帳が編製されていくのである。

その後も漢字仮名交じり文による家史は書き継がれていくが、単に書き継がれていただけでなく、新しい資料に基づき内容が増補されたり、帳が書き改められたりした形跡も認められ、家

史の情報量が飛躍的に増大する時期が訪れる。残念ながらその画期を特定することはできないが、おそらくは十九世紀に入ってから、十七「越前世譜」一二四卷（秀康代／＼重富代途中）や十八「越前世譜」一七三卷（秀康代／＼齐善代）のように一〇〇巻を超える大部の家史が編纂されるようになる。ここでは「公」についての記載はもちろんのこと、「私」すなわち福井藩の支配全般や藩領内の社会状況、松平家の私的な事柄にまで家史の記載内容が及ぶようになっていく。

明治維新をはさんで明治十年（一八七七）までには、既に慶永代（二十）と茂昭代（二十一）の世譜草稿が編纂されており、明治十一年末には秀康代から茂昭代（明治二年まで）に及ぶ「御世譜」全二三五冊（「松岡家（譜）」二冊を含む）の清帳が完成していた。これは他の旧大名家における家史編纂事業と比較しても、かなり早い事例として位置づけられるであろう。そして更に明治二十二年から開始された追加分の編纂事業を経て、おそらくは明治四十年代には越葵本「家譜」全二七二冊（天正二年／＼明治二十三年。「松岡家譜」二冊を含む）が完成することになるのである。

以上、本稿では寛文十年（一六七〇）に始まった松平家の家史編纂事業を、明治の末年まで概観してきた。本来ならば各家史の内容を詳細に比較検討することで、その時期ごとによって異なる家史編纂の方法や意図を汲み取ることができるのだが、種類や冊数が膨大な数に上るため、それが叶わなかった。今後の課題としたい。

最後に、本叢書で翻刻された越葵本「家譜」慶永代を読むにあたって不可欠となる二つの「読み比べ」について述べて、本稿を終えることにしたい。

まず、越葵本「家譜」茂昭代との読み比べは、慶永が安政五年（一八五八）七月に隠居・急度慎を命ぜられた以後の福井藩や松平家の動向を知る上では必須であろう。慶永の受譴期にあたる安政五年十月／＼文久元年（一八六一）十一月までの約三年間が、越葵本「家譜」慶永代では二百五巻の一冊に簡略にしか記されていないのに対し、「家譜」茂昭代では二百十一／＼二百十五の五

冊に分けて詳しく記載されている。これ以後、文久二年～明治二十三年の分についても、慶永代は二百六～二百十巻および追加分の合計二二冊であるのに対し、茂昭代は二百十六～二百五十三巻の合計三八冊となっている。慶永と茂昭の二人が関わったできごとについても、慶永代の巻では例えば「茂昭公譜に記載せり故に爰には載せず」のように記される場合もあり、茂昭代の巻を参照しながら併読していく必要があるだろう。

次に二十一「越前世譜 慶永代」との読み比べは、越葵本「家譜」に採録されなかった記事を把握する意味で有益である。もちろん「奉答紀事」や「再夢紀事」など、中根雪江の手になる史書等でも「家譜」に掲載された以外のできごとを知ることができるが、二十一「越前世譜 慶永代」の記事は、それをも更に補うことができる。越葵本「家譜」との対校を行い、何が追加され、何が削除されたかを確認していくことは、越葵本「家譜」全巻を貫く編纂方針を把握することにもつながると考える。二十一「越前世譜 慶永代」は、福井県立図書館で複製本が公開されているので併せて参照していただきたい。